

もりおかの国民健康保険

市の国民健康保険(国保)に加入している皆さんに、令和5年度の国民健康保険税納税通知書と国民健康保険被保険者証を発送します。

【問】健康保険課(市役所本庁舎1階)
 保険証・納税通知書・課税内容・減免：受付係課係 ☎613-8437
 保険給付：給付係 ☎613-8436
 国保税の納付・相談：徴収係 ☎613-8438
 人間ドック・特定健診：業務係 ☎626-7527

【広報ID】1003549

7月10日(月) 納税通知書発送

「国民健康保険税」の納付をお忘れなく！

国保税の納付方法と納期限

- ▶**口座振替**：申し込みにより、取扱金融機関の指定口座から自動引き落とし
- ▶**特別徴収**：対象の年金から天引き
- ▶**窓口納付**：表の期限までに、市役所本庁舎1階の健康保険課や取扱金融機関、コンビニエンスストアに納付書を持参して納付

納付困難な場合は早めに相談を

国保税を滞納すると、延滞金が加算されるほか、財産調査や差し押さえなどの滞納処分が執行されます。やむを得ない事情により、納期限までの納付が難しい場合は、減免関係は受付課係、納付計画は徴収係にご相談ください。

雇用保険受給者の軽減

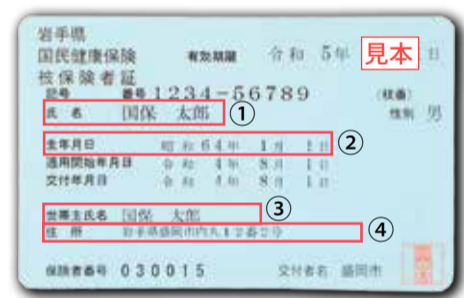
雇用保険の特定受給資格者※と特定理由離職者※は、申請により国保税が軽減される場合があります。
 ※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の裏面にある離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人

納期	期限	納期	期限
第1期	7月31日(月)	第5期	11月30日(木)
第2期	8月31日(木)	第6期	12月25日(月)
第3期	10月2日(月)	第7期	来年1月31日(木)
第4期	10月31日(火)	第8期	来年2月29日(木)

7月21日(金) 保険証発送

「国民健康保険被保険者証」を発送します

保険証が届いたら記載内容が正しいか、必ず確認しましょう。70歳から74歳までの被保険者の保険証は高齢受給者証も兼ねており、「2割」または「3割」という負担割合が記載されています。なお、社会保険など、他の健康保険に加入しているのに保険証が届いた場合は、国保から脱退する手続きをしてください。



※今回送る保険証は青色です

医療費の払い戻し・免除になるとき

一部負担金の減免など

申請により、医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免が受けられることがあります。
【対象】
 災害や事業の休・廃止により収入が激減し、収入や預金が生活保護基準より少ない人
 ※条件に当てはまらない場合でも、助成制度が適用になる場合がありますので、ご相談ください

医療費の払い戻し

医療費の自己負担額は、年齢や世帯所得に応じて1カ月当たりの限度額が決まっています。医療機関への支払いが限度額を超えた場合は、申請により払い戻しを受けることができます。詳しくは、保険証に同封する国民健康保険のパンフレットをご覧ください。



医療費が高額になりそうなときは「限度額認定証」の発行申請を

- 医療機関の窓口で限度額認定証を提示すると**・同じ医療機関で1カ月の間に支払う額が、自己負担限度額まで抑えられます
- ・入院時の食事代が減額される場合があります

■限度額認定証の申請

発行を希望する場合は、医療機関への支払いの前に市の窓口へ申請してください。申請には保険証が必要です。また、発効期日は申請した月の1日です。認定証には有効期限があり、更新する場合は、有効期限後に再度申請が必要です。
 ※住民税非課税世帯の人には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します

【申請窓口】

- ・健康保険課給付係
- ・都南総合支所税務福祉係
- ・玉山総合事務所健康福祉課国保福祉係

【申請に必要なもの】

- ・世帯主の印鑑
- ・雇用保険受給資格者証が雇用保険受給資格通知
- 【申請窓口】
- ・健康保険課受付賦課係
- ・都南総合支所税務福祉係
- ・玉山総合事務所健康福祉課国保福祉係
- ・青山支所

令和5年度の主な改正点

- 最高年税額が102万円から104万円に引き上げ**
- 低所得世帯に適用される税額の軽減措置の適用範囲が拡大します**※申請不要

マイナンバーカードの保険証利用を申し込んだ人にも発送しています。マイナンバーカードの健康保険証利用への対応については、医療機関・薬局へご確認ください。



☑️しっかりチェック！

- ①加入者の氏名
- ②生年月日
- ③世帯主氏名※
- ④住所

※住民票上の世帯主氏名。国保上の世帯主変更をしている場合は、変更後の世帯主氏名

■「高齢受給者証」を持っている人

70歳から74歳までで、次のいずれかに当てはまる人は認定証の申請は必要ありません。高齢受給者証が限度額適用認定証を兼ねています。
 ・高齢受給者証の負担割合が3割で、自己負担区分が「現役並み所得者Ⅲ(住民税課税所得が690万円以上)」の人
 ・高齢受給者証の負担割合が2割で住民税課税世帯の人

傷病手当金の給付

給与の支払いを受けている市の国保加入者が5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる(濃厚接触者は除く)ため仕事を休んだときに、休んだ分の給与の支払いが受けられない場合は傷病手当金を支給します。申請する場合は、給付係へ電話でお問い合わせください。

後期高齢者医療制度

【問】健康保険課高齢者医療係
 ☎613-8439

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障がいがある人は65歳)から加入する健康保険です

7月13日(木)に保険料額決定通知書を発送します

後期高齢者医療保険料は前年1年間の所得を基に計算しています。計算方法や年間保険料額、賦課の根拠などについて詳しくは、通知書でご確認ください。

後期高齢者医療制度の医療費は、1割を被保険者が納める保険料から、4割を若い世代が加入する医療保険から、5割を国・県・市が負担して成り立っています。【広報ID】1003619

<保険料の納付方法>

年金天引き

後期高齢者医療制度では保険料は原則として、年金から天引きされます(特別徴収)。

納付書払い

指定金融機関などの窓口で納付してください(普通徴収)。

▶便利な口座振替のご利用を

納付をうっかり忘れてしまわないため、口座振替の利用がお勧めです。保険料額決定通知書と通帳、通帳届出印を持参して、金融

機関の窓口でお申し込みください。
 ※普通徴収の納期限は7月から来年2月までの毎月末です

8月は保険証の更新時期です

8月から使える後期高齢者医療被保険者証を7月19日(木)に発送します。この保険証(青色)の有効期限は来年7月31日(火)までです。医療機関での自己負担割合は図のように判定されます。

※マイナンバーカードの保険証利用を申し込んだ人にも発送しています。マイナンバーカードで保険証利用するときは、医療機関・薬局へご確認ください
【広報ID】1003618

自己負担割合はこの枠内に記載されています

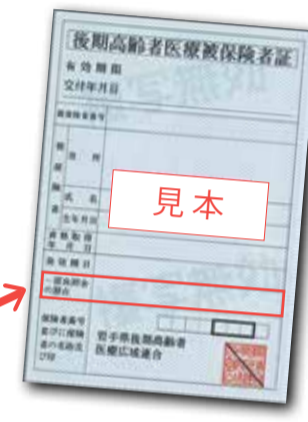
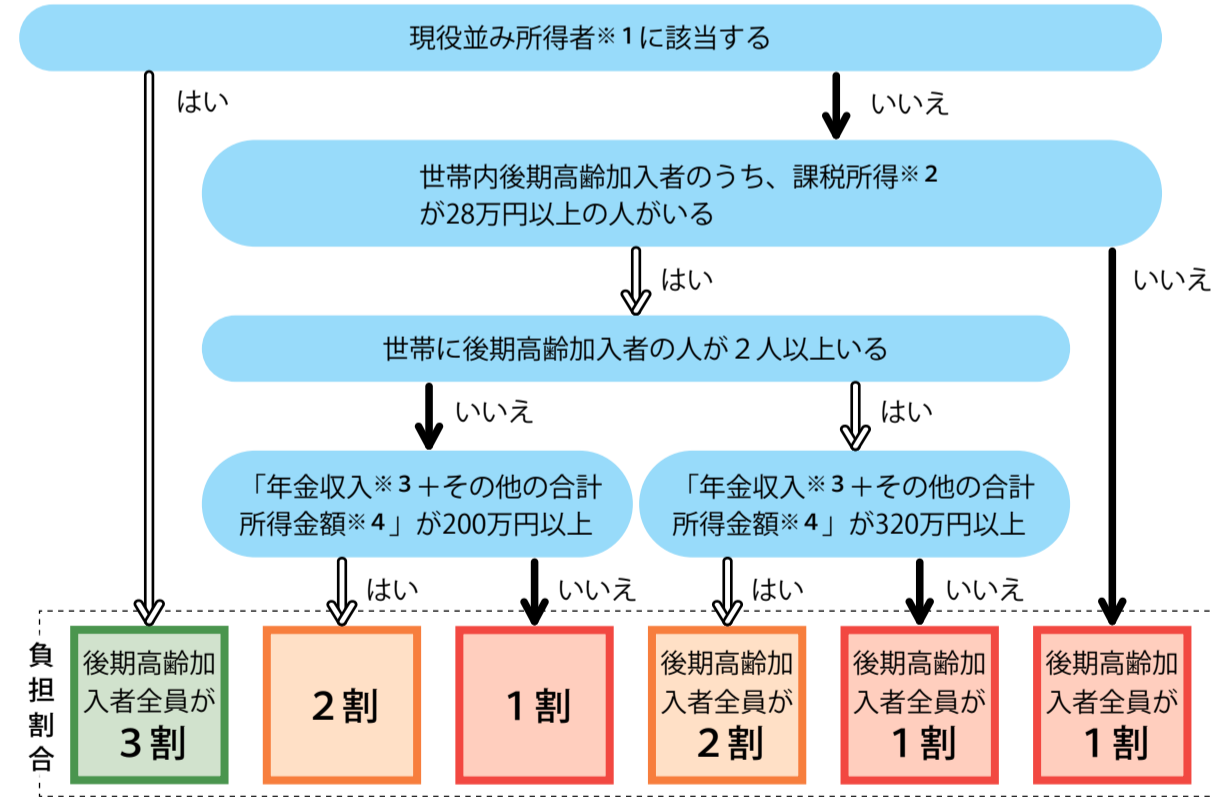
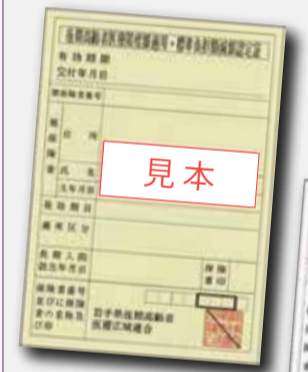


図 医療費の負担割合判定の流れ

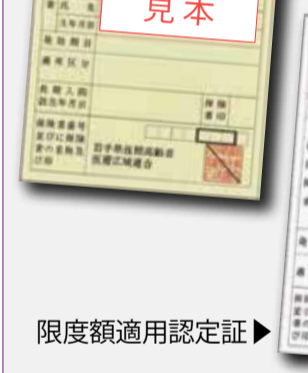


限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の更新手続きは不要です

過去に限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の交付を受けた人で、8月以降もこれらの交付対象となる人は、更新手続きが不要です。新しい認定証は7月31日(月)までに郵送で発送します。



◀限度額適用・標準負担額減額認定証



- ※1 課税所得が145万円以上で、現在の医療費の窓口負担割合が3割の人
- ※2 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません
- ※4 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額

▶後期高齢者医療歯科健診

□口腔機能の維持・改善のために健診を受けましょう。
【実施期間】12月28日(木)まで
【対象】昭和22年4月1日~昭和23年3月31日生まれで、後期高齢者医療制度の加入者
【費用】無料
【受診時の持ち物】
 ・後期高齢者医療被保険者証
 ・5月に送付した歯科健診(口の健診)のご案内